

平成26年12月25日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

阿久津建設株式会社
栃木県日光市高德328

2 指名停止期間

自 平成26年12月26日
至 平成27年1月25日（1ヵ月間）

3 指名停止の理由

阿久津建設株式会社は、日光土木事務所が発注した道路改良工事川俣温泉川治線その1（快適道補）の工事契約において、建設業法第3条第1項の規定に違反し、同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請け契約を締結したことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、平成26年11月13日付けで建設業許可部局である栃木県知事より監督処分（指示処分）を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）別表2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：行政専門員